

自由貿易ルールの模範であり続けるCPTPP

◆英国が6カ国の中でCPTPPの利用が可能に

2024年8月29日、英国政府は、日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルーの6カ国との間で、12月15日までにCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）が利用可能になると発表した。今後は、英国と6カ国間の貿易で、通常関税率より低い特恵関税率の利用が可能となる。例えば日本から英国に輸出する場合、自動車や自動車部品、包装用プラスチック製品、医療用機器などは、すでに発効している日英EPA（経済連携協定）よりもCPTPPの関税率のほうが低くなる可能性がある。

現時点で日本が締結しているEPAは19本あり、日米貿易協定を含めると20本になる。なかでもCPTPPは、他のEPAと比較して関税の自由化率が高く、先進的な貿易ルールを数多く含んでいる点が特徴だ。特に、WTO協定が規律していない電子商取引や国有企業、環境、労働などの章を設け、より踏み込んだ記述をしていることから、自由貿易ルールの模範になり得る協定といえるだろう。

◆経済的威圧対応を盛り込むCPTPP

さらに、CPTPPは経済安保の領域にも踏み込もうとしている。24年は協定内容の定期見直しの年であり、23年11月のCPTPP閣僚会合での付託事項に沿って作業が進められているが、検討対象の1つに、経済的威圧への対処策がある。経済的威圧とは、一般的に「自国の経済資源や経済手段を用いて他国に圧力をかけ、政策の変更を迫る行為」と定義される。経済的威圧行為を受けた場合は、WTOの紛争解決手続きに持ち込むことになるが、当該機能は十分に機能していないため、自国法による対抗措置を発動するか、威圧行為を甘受するケースが多い。対抗策の先例としてはEUの「反威圧手段規則」があるが、これによれば、いずれかの締約国が第三国による経済的威圧の対象となった場合、連携して対抗措置を発動するため、威圧行為を牽制するうえで一定の効果が見込めるだろう。

定期見直しは、25年秋までに一定の成果を上げる目標となっている。自由貿易ルールの模範であり続ける内容になることを、大いに期待したい。【田中雄作】